

税理士情報ネットワーク

# TAINNS

## Tax Accountant Information Network System



### 税理士が支える TAINNS最新事情

朝倉 洋子 (目黒)

#### はじめに

最近、全国各地の税理士の方々から、同じ問い合わせをいただきました。平成23年8月、東京国税局作成の「資産税審理研修資料」はTAINNSに収録されていますか、という質問です。

#### I 小規模宅地の研修資料

1、東京国税局に開示請求早速、検索してみました。平成23年8月作成の資産税審理研修資料は収録されておりませんでした。

そこで、東京国税局に問い合わせてみたところ、確かにその行政文書が存在するというのが判明しましたので、開示請求をいたしました。

しかも、それだけでなく、平成23年12月と、平成24年7月にも「資産税審理研修資料」が存在するということが判りました。

問い合わせを寄せられた税理士の方々の中には、「ところで、開示請求をしていただくと、手数料はいくらかかりますか?」という質問もありました。「開示請求にかかる費用は、TAINNSが支払いますから、先生のご負担は一切ありません。」

「先生が必要とされた情報は、他の税理士にとっても、きつと必要な情報なのではないでしょうか。今日、必要日本中のどこかにいる顔も知らない税理士にとって必要になる情報だと思いませんか。ですから、TAINNSに収録しておけば、情報を必要とする税理士が検索したときに、タイムリーに検案でき、他の税理士の役に立つのですから、いいのです。」

3、開示された情報の編集東京国税局課税第一資産課税課、資産評価官から開示された「資産税審理研修資料」は、膨大な資料であり、中には、既に国税庁のホームページに掲載されている資料も混在している。編集には相当の時間がかかるかと思われました。相談事例の編集は、主として広島の中国税理士会の税理士が担当しています。

早速、開示された情報を広島に送って編集を依頼しました。

一方、総目次は編集する必要がありませんので、税務会計フォーラムに掲載しました。

http://www.zerishi.gr.jp/bbs1/bbs.html?r=577966972054453094

税務会計フォーラムは、一応入り口で、IDとパスワードを要求しますが、これはスパム対策のためなので、そこに書いてあるとおりのID・パスワードを入力すると、TAINNSの会員でなくても、だれでも閲覧することができます。さて、この研修資料の編集の順序ですが、問い合わせを寄せられた方々は、全員、この研修資料のうちの「小規模宅地の特例」に関する資料が必要だということでした。

4、二世帯住宅の敷地に係る小規模宅地等の特例そこで、最初から順序正しく編集をするのではなく、まず、必要とされている小規模宅地の設問から編集することになりました。それが「二世帯住宅の敷地に係る小規模宅地等の特例(1)」と「(2)」です。

検索方法は、簡単です。まず、一般検索で、全区分・全範囲を選びます。1行目「資産税審理研修資料」2行目「平成23年8月」3行目「小規模宅地」でOKです。

フリーワード検索の場合には、上記の3つのキーワードの間スペースを入れて検索すると、同じ結果が得られます。

検索方法が判らないときは03-5496-1416 <chun>

平成24年6月21日、東京地裁は庭内神しの敷地に係る税務訴訟で納税者の主張を全面的に認める画期的な判決を言い渡し、納税者勝訴が確定しました。この事件は、東京税理士会日本税務会計学会関係者の補佐人税理士の方から、いち早く勝訴した判決書をTAINNSにご提供いただきました。

控訴期間が過ぎ、納税者の勝訴が確定した後、判決書は個人情報保護を黒塗りした後TAINNSの税法データベースに収録されました。フリーワード検索でも、一般検索でも、検索ワードは「庭内神し事件」でヒットします。

この事件については、庭内神しの敷地実測図をはじめ、弁財天、稲荷の写真など、補佐人税理士から提供された貴重な資料も収録されています。二次情報からリンク画像をクリックすると読むことができます。国税庁は、平成24年7月13日、ホームページにトピックスとして「庭内神し」の敷地等に係る相続税法第12条第1項第2号の相続税の非課税規定の取扱いの変更について」を掲示しました。

現在、TAINNSには、平成16年12月東京国税局作成の「資産税審理研修資料」と、今回の東京地裁判決の後発信された取扱い変更に係る「お知らせ」とが相談事例に収録されており、その経緯が理解できるような編集が行われています。

取得費

平成24年8月23日、国税庁のホームページに「ゴルフ会員権の譲渡所得に係る取得費の取扱いについて」という「お知らせ」が掲示されました。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h24/golf/01.htm

年12月13日の東京地裁判決(7888-1645)の控訴審である平成24年6月27日東京高裁判決(未収録、開示請求中)が地裁判決を維持し確定したことを受けて取扱いが変更されたのですが、事件は未公開であったため、会員からの問い合わせがあったのです。前記、東京地裁判決を検索し、一番右の列の関連雑誌目次をクリックしていただくと、平成24年7月30日の週刊税務通信No.3223の6ページに次の記事が掲載されており、その結果、取扱いが変更になったという事情が判ります。

東京高裁 ゴルフ会員権の譲渡所得計算を巡る事案更正処分一部取消が確定「新プレー権」と「旧プレー権」の同一性を認める

テータベース編集室では、この週刊税務通信の記事に基づき、7月30日に、東京国税局に東京高裁判決の開示請求を致しました。開示されるのは、情報公開法11条の規定により、本年10月29日に延期するという決定書を受け取ります。

おわりに

TAINNSは昭和57年12月、税理士のために、税理士の手によってスタートした税法データベースです。その理念の下、数多くの税理士の手によって支えられ、本年末には30年になります。ここに述べたように、これからも、TAINNS会員の皆様からの更なるご支援を期待しています。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室03-5496-1416

## 会計事務所には、 会計事務所の ERPがある!

会計事務所の経営基盤として、  
**CRMの考え方に基づいた最強のERPシステム**  
**ACELINK NX-Pro.**

ACELINK NX-Pro  
「事務所経営の最適化」を支援する会計事務所版ERPシステムです。製品名のNXは「NEXT(次世代)」、Proは「Professional(専門家)」の略であり、次世代の会計事務所を強力に支援することを意味します。  
●ACELINK NX-Proは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

### 顧問先と会計事務所のNextへ

中規模企業向けERP売上3年連続No.1\*を誇るMJSが、会計事務所向けに総力を結集した最強のプロフェッショナル・ツール。

ACELINK NX-Proは、事務所管理システムを中心に、関連するあらゆる情報の一貫管理を実現する統合管理ERPシステム。蓄積された顧問先情報を分析・活用することで、事務所経営の最適化が図れます。次世代会計事務所システムとして、MJSが会計システムやERPの技術とノウハウのすべてを注ぎ込んだ会計プロフェッショナルのための最強ツールです。

\*ミック経済研究所「基幹業務パッケージソフトの市場展望2010年版」より。年商5~50億円の中規模企業におけるERPシステムの出荷金額ベース。

会計事務所向けERPシステム  
**ACELINK NX-Pro**

(今までの業務スタイルを変えることなく導入。)  
ここにもMJSならではの経験と技術。

詳しくは今すぐ  
ACELINK NX-Pro 検索

**MJS**  
株式会社ミロク情報サービス  
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648  
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789